

---

## 平成30年第1回玖珠町議会定例会会議録(第5号)

---

平成30年3月16日(金)

---

### 1. 議事日程第5号

平成30年3月16日(金) 午前10時開議

- 第 1 委員会の審査結果の報告並びに委員長報告に対する質疑
- 第 2 討論
- 第 3 採決
- 第 4 議員発議
  - ・玖珠町議会委員会条例の一部改正について
  - ・玖珠町議会会議規則の一部改正について
  - ・玖珠町議会傍聴規則の一部改正について
- 第 5 議員派遣について
- 第 6 委員会の継続審査及び調査について

### 1. 追加議事日程(第5号の追加)

- 第 1 予算常任委員会委員の選任
- 

### 1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 委員会の審査結果の報告並びに委員長報告に対する質疑
  - 日程第 2 討論
  - 日程第 3 採決
  - 日程第 4 議員発議
  - 追加日程第1 予算常任委員会委員の選任
  - 日程第 5 議員派遣について
  - 日程第 6 委員会の継続審査及び調査について
- 

出席議員(14名)

- |     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 中 尾 拓   | 2 番 | 松 本 真由美 |
| 3 番 | 大 野 元 秀 | 4 番 | 小 幡 幸 範 |

5 番	松 下 善 法	6 番	中 川 英 則
7 番	廣 澤 俊 幸	8 番	石 井 龍 文
9 番	宿 利 忠 明	10 番	秦 時 雄
11 番	高 田 修 治	12 番	藤 本 勝 美
13 番	繁 田 弘 司	14 番	河 野 博 文

欠席議員（な し）

---

職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	山 本 五 十 六	議 事 係 長	山 本 恵 一 郎
---------	-----------	---------	-----------

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	宿 利 政 和	教 育 長	秋 吉 徹 成
総 務 課 長	村 木 賢 二	総務課法制室長 兼 参 事	渡 邊 克 之
まちづくり 推 進 課 長	中 島 圭 史	まちづくり推進課 総 合 戦 略 室 長	衛 藤 正
環境防災課長兼 基地対策室長	藤 原 八 栄	税 務 課 長	石 井 信 彦
福祉保健課長	本 松 豊 美	住 民 課 長	衛 藤 善 生
建設水道課長	梅 木 良 政	建 設 水 道 課 水 道 室 長	穴 井 智 志
農林業振興課長兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	藤 林 民 也	農 林 業 振 興 課 参 事	湯 浅 詩 朗
商工観光振興 課 長	秋 好 英 信	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	江 藤 幸 徳
人権同和啓発 セ ン タ ー 所 長	帆 足 浩 一	教 育 総 務 課 長 兼 新 中 学 校 開 校 推 進 室 長	長 尾 孝 宏
学 校 教 育 課 長	佐 藤 貴 司	社 会 教 育 課 長 兼 中 央 公 民 館 長	瀧 石 裕 一
わらべの館館長 兼 久 留 島 武 彦 記 念 館 事 務 局 長	吉 野 弥 也 子	監 査 委 員	河 野 好 美
総 務 課 行 政 係 長	和 田 育 男		

---

午前10時00分開議

○議 長（河野博文君） おはようございます。

開会に先立ちまして、傍聴される皆さんにお願いします。

会議中は静粛に願います。

なお、会議中の言論に対し、拍手や可否表明などの言動はかたく禁じられております。

また、会議の傍聴規則第7条並びに第9条の規定により、写真撮影や録音機器の使用は禁止されています。携帯電話、スマートフォンをお持ちの方は電源をお切りになるか、マナーモードに設定されますよう御協力をお願いいたします。

ただいまの出席議員は14名です。

会議の定足数に達しております。

これより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

### 日程第1 委員会の審査結果の報告並びに委員長報告に対する質疑

○議長（河野博文君） 日程第1、委員会の審査結果の報告並びに委員長報告に対する質疑を行います。

最初に、総務文教民生常任委員会の報告を求めます。

総務文教民生常任委員会委員長大野元秀君。

○総務文教民生常任委員長（大野元秀君） おはようございます。

総務文教民生常任委員会報告。

平成30年第1回玖珠町議会定例会において、総務文教民生常任委員会に審査の付託を受けました議案15件について、3月9日執行部出席のもと、全員で審査した結果を報告します。

#### 1 議案第1号 玖珠町職員の給与の特例減額に関する条例の制定について

本案は、財政状況を勘案し、職員の給料を減額したいので、提出するものです。

主な質疑は次のとおりです。

（問）これから1年間、行財政改革プランをつくり、将来を見通していくとのことだが、財政の緊迫した状況は今に始まったことではなく以前から予測できたことだが、なぜ今までプランをつくらなかったのか。また、なぜ今になって給料を減額しなければならないのか。

（答）行財政改革プランの策定は、ここ数年、内部では動いていましたが、最終的な段階までいっていない状況でした。プランの策定は職員給に影響も出ることから、これまで思うように進んでいませんでした。今回の職員給与のカットについては、今後の財政状況等に照らし合わせて上程したものです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

#### 2 議案第2号 玖珠町指定居宅介護支援等の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する

法律において、介護保険法の一部改正が行われたことにより、玖珠町において居宅介護支援事業者の指定管理に関する基準等を定める必要があるため、提出するものです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

### 3 議案第4号 玖珠町非常勤特別職の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

本案は、町立中学校に部活動指導員を配置するに当たり、その報酬を定めるため、提出するものです。

主な質疑は次のとおりです。

(問) 先生以外を派遣することは初めてなのか。

(答) 部活動のコーチとしてボランティアで11名が登録していますが、報酬が出ることは初めてです。

(問) 1日何時間を想定しているのか。また、対外試合も顧問の先生ではなく指導員が担当するのか。

(答) 1日2時間を週3日、土日を含め月24時間の中で運用していきます。冬季と夏季で時間の調整を行い、年間で210時間以内を想定しています。指導員を部活動の顧問とみなすことができるため、対外試合も担当することができます。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

### 4 議案第5号 玖珠町特別職の常勤職員の給与に関する条例の一部改正について

本案は、町長の給与について、財政状況等を勘案し期間を定め減額をしたいので、提出するものです。また、副町長及び教育長の給与について、玖珠町職員の特例減額に合わせ期間を定め減額をしたいので、提出するものです。

主な質疑は次のとおりです。

(問) 減額後の町長の給与が副町長や教育長の給料より低くなることについて、どのような議論を行ったのか、執行部の見解を伺う。

(答) 町長とほかの特別職との間に給与の逆転現象が発生することは認識していますが、町長の公約に基づく条例の一部改正であり、法的にも問題ないことを法制室等により確認し、提出しています。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

### 5 議案第6号 玖珠町基金条例の一部改正について（総合運動公園建設基金の廃止）

本案は、玖珠町基金条例に定める総合運動公園建設基金の設置目的の達成により、当該基金を廃止するため、提出するものです。

主な質疑応答は次のとおりです。

(問) 5年、10年経過したときに、建物の修繕などいろいろな問題が発生してくるので、総合運動公園管理基金の設置など考えはないか伺う。

(答) 他の公の施設も含めた管理基金を将来的には考えています。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

6 議案第7号 玖珠町基金条例の一部改正について（地域雇用創出推進基金の廃止）

本案は、玖珠町基金条例に定める地域雇用創出推進基金の設置目的の達成により、当該基金を廃止するため、提出するものです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

7 議案第8号 玖珠町国民健康保険税条例の一部改正について

本案は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律により、平成30年4月から市町村国民健康保険が都道府県単位となることに伴い、災害による被保険者に対する国民健康保険税の減免について、県内市町村における基準を統一するため、提出するものです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

8 議案第11号 玖珠町国民健康保険条例の一部改正について

本案は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律により、平成30年4月から市町村国民健康保険が都道府県単位となることに伴い、葬祭費について県内市町村における支給額を統一するため、提出するものです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

9 議案第12号 玖珠町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

本案は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行により、高齢者の医療の確保に関する法律第55条の2の規定が新設され、国民健康保険法第116条の2の規定による住所地特例の適用が見直されるため、提出するものです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

10 議案第13号 玖珠町診療所設置及び管理条例の一部改正について

本案は、山浦診療所及び小野原診療所を廃止するため、提出するものです。

主な質疑応答は次のとおりです。

（問）今後は訪問看護で対応するとのことだが、具体的な対応内容を伺う。

（答）町が訪問看護で対応するというわけではなく、医療を必要とする方が医療機関に依頼することにより、専門の医師や看護師等が利用者の家を訪問し、病状や療養生活を看護の専門家の目で見守り、適切な判断に基づいたケアとアドバイスで在宅での療養生活が送れるように支援します。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

11 議案第14号 玖珠町介護保険条例の一部改正について

本案は、介護保険法第117条の規定に基づき、事業期間を更新するとともに、介護保険法施行例により、文言の一部を修正するため、提出するものです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

12 議案第15号 玖珠町指定地域密着型サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

本案は、介護保険の各種サービス事業の基準についての改正が行われたので、新基準に改正するた

め、提出するものです。

主な質疑応答は次のとおりです。

(問) 介護医療院は町内のどこが該当するのか。

(答) 現段階で該当はありませんが、4月1日以降に申請を受け付け、認められることで登録されます。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

13 議案第16号 玖珠町指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

本案は、平成30年厚生労働省令第4号により、指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部が改正されたことに伴い、玖珠町指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正するため、提出するものです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

14 議案第19号 玖珠町立幼稚園の設置に関する条例の一部改正について

本案は、玖珠町立玖珠幼稚園を廃止し、民間の認定こども園に貸し付けを行うため、提出するものです。

主な質疑は次のとおりです。

(問) こども園に貸し付けとのことだが、金銭を伴うのか。

(答) これまでの慣例でいくと、5年間は無償、それ以降は有償となります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

15 議案第25号 くす星翔中学校建設事業建築主体工事の請負契約の変更について(その2)

本案は、くす星翔中学校建設事業建築主体工事の設計変更に伴い、契約額を変更する必要があるもので、提出するものです。

主な質疑応答は次のとおりです。

(問) 全体的な工期の進捗状況を伺う。

(答) まだ契約を締結していない工事もありますが、事業費ベースで3割となっており、10月31日の工期内に終わるよう工程会議等で逐次調整を行っています。

(問) 校舎だけでなく体育館、武道場、グラウンドなど事業全ての完全完了はいつを想定しているのか。

(答) 建物については年内を目指し、外構までを遅くとも平成31年2月に完了することを目標としています。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

16 所管事務調査 玖珠志学塾の状況調査について

玖珠志学塾の取り組みをスタートしてから現在に至るまでの経過と経緯を確認しました。利用者の

状況は上限150名に対して計144名となっております。今後、3年生を優先利用させた場合、1年生の利用に制限がかかるため、何らかの対策を講ずる必要があると考えます。また、地域別の利用者数は玖珠町87名、九重町45名、由布市7名、日田市5名となっていることから、九重町出身の利用者は全体の約3分の1であり、今後、九重町との連携も必要と考えられます。

委員より、塾の利用者は増加しており、存続を希望する保護者の声も出ていますが、美山高校への入学者数は平成27年以降減少し続けていることから、高校の魅力アップにつながっているのかとの意見がありました。そのほか、PR動画を生かした宣伝活動や高校との情報共有など今後の対応や課題などを調査しました。

その他の質疑については別紙にまとめてございますので、御一読ください。

以上、総務文教民生常任委員会に付託を受けました議案15件について、審査結果の報告を終わります。

○議長（河野博文君） 総務文教民生常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

○議長（河野博文君） 質疑なしと認めます。

総務文教民生常任委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

次に、産業建設まちづくり常任委員会の報告を求めます。

産業建設まちづくり常任委員会委員長中尾 拓君。

○産業建設まちづくり常任委員長（中尾 拓君） 皆さん、おはようございます。

産業建設まちづくり常任委員会報告。

平成30年第1回玖珠町議会定例会において、産業建設まちづくり常任委員会に審査の付託を受けました議案10件について、3月9日執行部出席のもと審査した結果を報告します。

1 議案第3号 玖珠町中小企業・小規模事業者振興基本条例の制定について

本案は、本町経済が継続的に発展していくために、本町の大部分を占める中小企業・小規模事業者みずからが経営の改善・向上に努めるだけでなく、地域社会全体で支援する環境の整備を図るための基本理念と各主体の役割を明らかにするため、提出するものです。

主な質疑応答は次のとおりです。

（問）きめ細やかに基準を設けて支援するのか。

（答）既に中小企業に対する補助事業や商品券事業等がありますが、中小企業に加え小規模事業者に対する経営支援や人材育成等を考えています。

（問）条例制定に向けた委員会メンバーはどんな団体か。

（答）大分銀行玖珠支店長を委員長に、商工会、金融機関、観光協会、JA、森林組合、美山高校、建設業協会、食品衛生協会などの代表者で議論をされてきました。

（問）第20条に、「町は中小企業・小規模事業者の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進す

るための計画を策定するものとする。」とあるが、具体的にどうするのか。

(答) 改めて、計画策定に対する実行委員会を立ち上げ、町の責務、支援団体の責務、企業の役割、住民への理解と協力などを議論し、支援計画の内容を検討する予定です。

(問) 県のマニュアルか、本町独自なのか。

(答) 先行自治体のモデルを参考にしており、大差はないと思われませんが、本町は町内循環や人材育成支援を主眼に置いています。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

## 2 議案第9号 玖珠町道路占用料徴収条例の一部改正について

本案は、道路法施行令の改正により、各種占用物件の占用料単価の改定及び占用面積等の端数処理方法を精緻化するため、提出するものです。

担当課から、単価については大分県に準拠したものと説明がありました。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

## 3 議案第10号 玖珠町使用料条例の一部改正について

本案は、豊後森機関庫公園でミニ列車用常設コースを使用する場合、使用料を徴収するため、提出するものです。

担当課から、現在、毎週日曜日（4月～11月）に運行している2台の列車や町外の方が車両を持参して運行する場合の使用料で、この収入はミニ列車常設コースの維持管理に充て、また、将来的には指定管理に持っていきたいとの説明がありました。

主な質疑応答は次のとおりです。

(問) クラブメンバーの了解はあるのか。

(答) 運行団体の豊後森トレインクラブには1年程度前から話をしており、ことし4月の予定で一定の理解は得ています。

(問) けが、事故等保険はあるのか。

(答) 豊後森トレインクラブが保険に加入していますが、町有施設のため、町に瑕疵がある場合は町が総合賠償保険等に対応します。

(問) ボランティア運行のようであるが。

(答) クラブメンバーが輪番制で運行しており、乗車した方から維持協力金として1人200円を徴収しています。

(問) クラブメンバーは機関庫振興のため頑張っている。減免措置はあるのか。

(答) 町の主催行事や後援イベントなど、内容に応じて減免を検討します。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

## 4 議案第17号 豊後森機関庫公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について

本案は、無料施設であるミニ列車用常設コースを有料施設に移行し、利用料金を明記するため、提出するものです。



審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

5 議案第18号 玖珠町都市公園条例の一部改正について

本案は、都市公園法の一部改正に伴い、運動施設率及び公募対象公園施設の建蔽率について、政令を参酌して条例で定める必要があるため、提出するものです。

主な質疑応答は次のとおりです。

(問) 都市公園は3カ所あるようだが、これから新設される公園が対象となるのか、現在の公園も含めてか。

(答) 現在、三島公園、塚脇街区公園、玖珠町総合運動公園があり、新設及び現在の3カ所の公園が対象になります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

6 議案第20号 玖珠町簡易水道事業条例の一部改正について

本案は、綾垣簡易水道事業が給水を開始するのに伴い、給水料金及び給水装置工事の費用等の条例の一部改正を行う必要があるため、提出するものです。

主な質疑応答は次のとおりです。

(問) 世帯の加入率はどれくらいか。

(答) 当初説明会時は8割程度でありましたが、条例(案)を説明する中で徐々に増加しています。建設水道課としては全世帯加入を目指していきます。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

7 議案第21号 玖珠町水道用水供給条例の一部改正について

本案は、綾垣簡易水道事業が給水を開始するのに伴い、水道用水料金を定めるため、条例の一部改正を行う必要があるため、提出するものです。

主な質疑応答は次のとおりです。

(問) 町内1戸平均水道料金は幾らか。

(答) 北山田簡易水道で平均19立米、2,650円(税抜き)です。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

8 議案第22号 玖珠町給水施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

本案は、玖珠町簡易水道事業条例の一部改正に伴い、条が変更され、条例の一部改正を行う必要があるため、提出するものです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

9 議案第23号 権利の放棄について(水道料金債権)

本案は、回収が著しく困難または不能となっている水道料金債権があり、債権を放棄したいので、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものです。

担当課から、当該債権は平成24年度から平成27年度分であり、対象者は所在が不明で、消滅時効(2年)の期間を経過しているものと説明がありました。

主な質疑応答は次のとおりです。

(問) 電気料金はとめるが、水道料はとめなかったのか。

(答) 件数の多い方は、給水停止後に無断転居した方々です。給水停止は取扱規則により執行しますが、停止するまで3カ月以上かかります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

10 議案第24号 玖珠工業団地建設事業に係る町道井の尻四日市線建設工事委託契約の変更について

本案は、玖珠工業団地建設事業に係る町道井の尻四日市線建設工事委託契約の設計変更に伴い、契約金額を変更する必要があるので、提出するものです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、産業建設まちづくり常任委員会に付託を受けました議案10件について、審査の結果の報告を終わります。

以上でございます。

○議長(河野博文君) 産業建設まちづくり常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

○議長(河野博文君) 質疑なしと認めます。

産業建設まちづくり常任委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

次に、予算特別委員会の報告を求めます。

予算特別委員会委員長宿利忠明君。

○予算特別委員長(宿利忠明君) 平成30年第1回玖珠町議会定例会において、予算特別委員会に審査の付託を受けました議案第34号から議案第40号までの7議案について、3月6日、7日の2日間、執行部出席のもと審査した結果を報告いたします。

予算特別委員会は、議長を除く全議員をもって審査に当たることから、報告は簡略をいたします。なお、議長はオブザーバーとして出席したことを申し添えます。

付託された7議案は、平成30年度玖珠町一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計の当初予算です。議案ごとに主管課長より予算概要の説明を受け、審査を行いました。

1 議案第34号 平成30年度玖珠町一般会計予算について

執行部より、平成30年度玖珠町一般会計予算及び平成30年度玖珠町一般会計予算の概要についての説明がありました。

予算総額、歳入歳出それぞれ102億5,000万円、前年度より10億3,000万円、11.2%の増であります。財源の構成比率、一般財源53.6%、特定財源46.4%。

自主財源比率、自主財源32.4%、依存財源67.6%。

主な歳入歳出につきましては御一読をお願いいたします。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

2 議案第35号 平成30年度玖珠町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について

執行部より、平成30年度玖珠町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算及び平成30年度玖珠町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算の概要についての説明がありました。

予算総額、歳入歳出それぞれ2億9,974万2,000円、前年度比16万円の減であります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

3 議案第36号 平成30年度玖珠町簡易水道特別会計予算について

執行部より、平成30年度玖珠町簡易水道特別会計予算及び平成30年度玖珠町簡易水道特別会計予算の概要についての説明がありました。

予算総額、歳入歳出それぞれ1億360万8,000円、前年度比818万6,000円の減であります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

4 議案第37号 平成30年度玖珠町国民健康保険事業特別会計予算について

執行部より、平成30年度玖珠町国民健康保険事業特別会計予算及び平成30年度玖珠町国民健康保険事業特別会計予算の概要についての説明がありました。

予算総額、歳入歳出それぞれ21億4,083万3,000円、前年度比5億7,624万3,000円の減であります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

5 議案第38号 平成30年度玖珠町介護保険事業特別会計予算について

執行部より、平成30年度玖珠町介護保険事業特別会計予算及び平成30年度玖珠町介護保険事業特別会計予算の概要についての説明がありました。

予算総額、歳入歳出それぞれ21億1,379万2,000円、前年度比4,603万8,000円の減であります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

6 議案第39号 平成30年度玖珠町後期高齢者医療事業特別会計予算について

執行部より、平成30年度玖珠町後期高齢者医療事業特別会計予算及び平成30年度玖珠町後期高齢者医療事業特別会計予算の概要についての説明がありました。

予算総額、歳入歳出それぞれ2億983万8,000円、前年度比1,555万1,000円の減であります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

7 議案第40号 平成30年度玖珠町水道事業会計予算について

執行部より、平成30年度玖珠町水道事業会計予算及び平成30年度玖珠町水道事業会計予算の概要についての説明がありました。

予算総額、収入2億3,149万7,000円、支出2億273万9,000円。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、予算特別委員会に審査の付託を受けました議案7件の審査結果の報告を終わります。

なお、平成30年度予算審議に当たって、予算特別委員会から出されたさまざまな質疑、意見については別紙添付をしておりますので、これを真摯に受けとめ予算の執行に反映されるよう申し添えます。

以上であります。

○議 長（河野博文君） 予算特別委員会委員長報告に対する質疑を行います。  
質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（河野博文君） 質疑なしと認めます。  
予算特別委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

## 日程第 2 討論

○議 長（河野博文君） 日程第 2、これより討論を行います。  
議案第 1 号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（河野博文君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（河野博文君） 議案第 2 号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（河野博文君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（河野博文君） 議案第 3 号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（河野博文君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（河野博文君） 議案第 4 号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（河野博文君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（河野博文君） 議案第 5 号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（河野博文君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（河野博文君） 議案第 6 号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（河野博文君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

- 議 長（河野博文君） 議案第7号に対する反対意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（河野博文君） 賛成意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（河野博文君） 議案第8号に対する反対意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（河野博文君） 賛成意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（河野博文君） 議案第9号に対する反対意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（河野博文君） 賛成意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（河野博文君） 議案第10号に対する反対意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（河野博文君） 賛成意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（河野博文君） 議案第11号に対する反対意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（河野博文君） 賛成意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（河野博文君） 議案第12号に対する反対意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（河野博文君） 賛成意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（河野博文君） 議案第13号に対する反対意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（河野博文君） 賛成意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（河野博文君） 議案第14号に対する反対意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（河野博文君） 賛成意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（河野博文君） 議案第15号に対する反対意見の発言はありませんか。  
（な し）

- 議 長（河野博文君） 賛成意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（河野博文君） 議案第16号に対する反対意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（河野博文君） 賛成意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（河野博文君） 議案第17号に対する反対意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（河野博文君） 賛成意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（河野博文君） 議案第18号に対する反対意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（河野博文君） 賛成意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（河野博文君） 議案第19号に対する反対意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（河野博文君） 賛成意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（河野博文君） 議案第20号に対する反対意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（河野博文君） 賛成意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（河野博文君） 議案第21号に対する反対意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（河野博文君） 賛成意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（河野博文君） 議案第22号に対する反対意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（河野博文君） 賛成意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（河野博文君） 議案第23号に対する反対意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（河野博文君） 賛成意見の発言はありませんか。  
（な し）

- 議 長（河野博文君） 議案第24号に対する反対意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（河野博文君） 賛成意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（河野博文君） 議案第25号に対する反対意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（河野博文君） 賛成意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（河野博文君） 議案第34号に対する反対意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（河野博文君） 賛成意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（河野博文君） 議案第35号に対する反対意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（河野博文君） 賛成意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（河野博文君） 議案第36号に対する反対意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（河野博文君） 賛成意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（河野博文君） 議案第37号に対する反対意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（河野博文君） 賛成意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（河野博文君） 議案第38号に対する反対意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（河野博文君） 賛成意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（河野博文君） 議案第39号に対する反対意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（河野博文君） 賛成意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（河野博文君） 議案第40号に対する反対意見の発言はありませんか。  
（な し）

○議 長（河野博文君） 賛成意見の発言はありますか。

（な し）

○議 長（河野博文君） 以上で討論を終わります。

### 日程第3 採決

○議 長（河野博文君） 日程第3、これより採決を行います。

議案第1号、玖珠町職員の給与の特例減額に関する条例の制定についてに対する委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議 長（河野博文君） 起立全員です。

よって、第1号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第2号、玖珠町指定居宅介護支援等の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてに対する委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議 長（河野博文君） 起立全員です。

よって、議案第2号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第3号、玖珠町中小企業・小規模事業者振興基本条例の制定についてに対する委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議 長（河野博文君） 起立全員です。

よって、議案第3号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号、玖珠町非常勤特別職の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてに対する委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議 長（河野博文君） 起立全員です。

よって、議案第4号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号、玖珠町特別職の常勤職員の給与に関する条例の一部改正についてに対する委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議 長（河野博文君） 起立全員です。

よって、議案第5号は、委員長報告のとおり可決されました。



次に、議案第6号、玖珠町基金条例の一部改正について（総合運動公園建設基金の廃止）に対する委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（河野博文君） 起立全員です。

よって、議案第6号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号、玖珠町基金条例の一部改正について（地域雇用創出推進基金の廃止）に対する委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（河野博文君） 起立全員です。

よって、議案第7号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号、玖珠町国民健康保険税条例の一部改正についてに対する委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（河野博文君） 起立全員です。

よって、議案第8号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号、玖珠町道路占用料徴収条例の一部改正についてに対する委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（河野博文君） 起立全員です。

よって、議案第9号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号、玖珠町使用料条例の一部改正についてに対する委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（河野博文君） 起立全員です。

よって、議案第10号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号、玖珠町国民健康保険条例の一部改正についてに対する委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（河野博文君） 起立全員です。

よって、議案第11号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号、玖珠町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてに対する委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（河野博文君） 起立全員です。

よって、議案第12号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号、玖珠町診療所設置及び管理条例の一部改正についてに対する委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(河野博文君) 起立全員です。

よって、議案第13号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号、玖珠町介護保険条例の一部改正についてに対する委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(河野博文君) 起立全員です。

よって、議案第14号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号、玖珠町指定地域密着型サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正についてに対する委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(河野博文君) 起立全員です。

よって、議案第15号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号、玖珠町指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正についてに対する委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(河野博文君) 起立全員です。

よって、議案第16号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号、豊後森機関庫公園の設置及び管理に関する条例の一部改正についてに対する委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(河野博文君) 起立全員です。

よって、議案第17号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号、玖珠町都市公園条例の一部改正についてに対する委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(河野博文君) 起立全員です。

よって、議案第18号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号、玖珠町立幼稚園の設置に関する条例の一部改正についてに対する委員長報告は

原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(河野博文君) 起立全員です。

よって、議案第19号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号、玖珠町簡易水道事業条例の一部改正についてに対する委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(河野博文君) 起立全員です。

よって、議案第20号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号、玖珠町水道用水供給条例の一部改正についてに対する委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(河野博文君) 起立全員です。

よって、議案第21号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号、玖珠町給水施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてに対する委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(河野博文君) 起立全員です。

よって、議案第22号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号、権利の放棄について(水道料金債権)に対する委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(河野博文君) 起立全員です。

よって、議案第23号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号、玖珠工業団地建設事業に係る町道井の尻四日市線建設工事委託契約の変更についてに対する委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(河野博文君) 起立全員です。

よって、議案第24号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号、くす星翔中学校建設事業建築主体工事の請負契約の変更について(その2)に対する委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（河野博文君） 起立全員です。

よって、議案第25号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号、平成30年度玖珠町一般会計予算に対する委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（河野博文君） 起立全員です。

よって、議案第34号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号から議案第40号までの6議案は、平成30年度特別会計及び水道事業会計の予算であります。別に反対意見の発言もありませんでしたので、これを一括して採決したいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野博文君） 異議なしと認めます。

議案第35号から議案第40号までの6議案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（河野博文君） 起立全員です。

よって、議案第35号から議案第40号までの6議案は、委員長報告のとおり可決されました。

#### 日程第4 議員発議

- ・ 玖珠町議会委員会条例の一部改正について
- ・ 玖珠町議会会議規則の一部改正について
- ・ 玖珠町議会傍聴規則の一部改正について

○議長（河野博文君） 日程第4、議員発議を議題とします。

お手元に配付しております発議第1号、発議第2号、発議第3号が提出されています。

これを直ちに議題としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野博文君） 異議なしと認めます。

最初に、発議第1号、玖珠町議会委員会条例の一部改正について、提出者の説明を求めます。

提出者、7番廣澤俊幸君。

○7番（廣澤俊幸君）

発議第1号

平成30年3月16日

玖珠町議会

議 長 河 野 博 文 殿

提出者	玖珠町議会議員	廣 澤 俊 幸
賛成者	々	小 幡 幸 範
	々	高 田 修 治
	々	泰 時 雄
	々	宿 利 忠 明
	々	松 本 真由美
	々	中 尾 拓

玖珠町議会委員会条例の一部改正について

上記の議案について、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

玖珠町議会委員会条例の一部を改正する条例

玖珠町議会委員会条例（昭和62年玖珠町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

（3） 予算委員会 14人

ア 予算に関する事項

附則。

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

理由。

予算委員会の設置に伴う、条例改正をする必要があるため、提出するものであります。

以上です。

大変失礼いたしました。2ページ目の附則のところ、「この規則は」になっておりましたが、「この条例は、平成30年4月1日から施行する」というふうに訂正をお願いいたしたいと思います。失礼いたしました。

○議 長（河野博文君） ただいま提出者から説明がありましたが、これについて質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（河野博文君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

発議第1号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（河野博文君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（河野博文君） 以上で討論を終わります。

これより採決を行います。

発議第1号、玖珠町委員会条例の一部改正について、別に反対意見の発言もありませんでしたので、これを採決したいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野博文君） 異議なしと認めます。

発議第1号について、賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（河野博文君） 起立全員です。

よって、発議第1号は可決されました。

次に、発議第2号、玖珠町議会会議規則の一部改正について、提出者の説明を求めます。

提出者、7番廣澤俊幸君。

○7番（廣澤俊幸君）

発議第2号

平成30年3月16日

玖珠町議会

議長 河野博文 殿

提出者	玖珠町議会議員	廣澤俊幸
賛成者	々	小幡幸範
々	々	高田修治
々	々	泰時雄
々	々	宿利忠明
々	々	松本真由美
々	々	中尾拓

#### 玖珠町議会会議規則の一部改正について

上記の議案について、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

#### 玖珠町議会会議規則の一部を改正する規則

玖珠町議会会議規則（昭和62年玖珠町議会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第14条に次の1項を加える。

3 委員会が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。

第103条中「つえ、」を削る。

附則。

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

理由。

会議規則の見直しに伴い、一部を改正するものであります。

以上です。

○議長（河野博文君） ただいま提出者から説明がありました。これについて質疑ありませんか。  
（なし）

○議長（河野博文君） 質疑なしと認めます。  
これより討論を行います。  
発議第2号に対する反対意見の発言はありませんか。  
（なし）

○議長（河野博文君） 賛成意見の発言はありませんか。  
（なし）

○議長（河野博文君） 以上で討論を終わります。  
これより採決を行います。  
発議第2号、玖珠町議会会議規則の一部改正について、別に反対意見の発言もありませんでしたので、これを採決いたしたいと思いますが、異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野博文君） 異議なしと認めます。  
発議第2号について、賛成の方の起立を求めます。  
（起立全員）

○議長（河野博文君） 起立全員です。  
よって、発議第2号は可決されました。  
次に、発議第3号、玖珠町議会傍聴規則の一部改正について、提出者の説明を求めます。  
提出者、6番中川英則君。

○6番（中川英則君）  
発議第3号

平成30年3月16日

玖珠町議会

議長 河野博文 殿

提出者 玖珠町議会議員 中川英則  
賛成者 々 高田修治  
々 々 泰時雄

々 々 宿 利 忠 明  
々 々 大 野 元 秀  
々 々 中 尾 拓

### 玖珠町議会傍聴規則の一部改正について

上記の議案について、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

#### 玖珠町議会傍聴規則の一部を改正する規則

玖珠町議会傍聴規則（昭和62年議会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号中「杖、」を削る。

附則。

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

理由。

会議規則の見直しに伴い、一部を改正するものである。

以上であります。

○議長（河野博文君） ただいま提出者から説明がありました。これについて質疑ありませんか。  
（なし）

○議長（河野博文君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

発議第3号に対する反対意見の発言はありませんか。

（なし）

○議長（河野博文君） 賛成意見の発言はありませんか。

（なし）

○議長（河野博文君） 以上で討論を終わります。

これより採決を行います。

発議第3号、玖珠町議会傍聴規則の一部改正について、別に反対意見の発言もありませんでしたので、これを採決いたしたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野博文君） 異議なしと認めます。

発議第3号について、賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（河野博文君） 起立全員です。

よって、発議第3号は可決されました。



## 追加日程第1 予算常任委員会委員の選任

先ほど、発議第1号、玖珠町議会委員会条例の一部を改正する条例が可決されましたので、予算常任委員会委員の選任を行いたいと思います。

お諮りします。

直ちに、予算常任委員会委員の選任を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野博文君） 異議なしと認めます。

よって、予算常任委員会委員の選任を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

ただいまより予算常任委員会委員名簿を配付いたします。

（名簿配付）

○議長（河野博文君） お諮りします。

予算常任委員会委員の選任については、玖珠町議会委員会条例第6条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっておりますので、お手元に配りました名簿のとおり指名いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野博文君） 異議なしと認めます。

したがって、予算常任委員会委員は、お手元にお配りしました名簿のとおり選任することに決定しました。

次に、予算常任委員会の委員長及び副委員長の選任を行います。

各常任委員会の委員長及び副委員長は、玖珠町議会委員会条例第7条第2項により、委員会において互選することになっております。

予算常任委員会の委員長及び副委員長の互選のため、暫時休憩をいたします。

午前11時09分 休憩

△

午前11時20分 再開

○議長（河野博文君） 再開いたします。

予算常任委員会の委員長及び副委員長が互選されましたので、報告をいたします。

予算常任委員会委員長に10番秦 時雄君、副委員長に5番松下善法君が互選されました。

よって、予算常任委員会において互選されたとおり、委員長、副委員長に選任することに決定いたしました。

## 日程第5 議員派遣について

○議長（河野博文君） 日程第5、議員派遣について議題といたします。

お諮りします。

今定例会より6月定例会までの議員派遣については、お手元にお配りしましたとおり派遣することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野博文君） 異議なしと認めます。

よって、お手元にお配りしましたとおり派遣することに決定いたしました。

## 日程第6 委員会の継続審査及び調査について

○議長（河野博文君） 日程第6、委員会の閉会中の継続審査及び調査について議題とします。

議会運営委員会及び各委員会の委員長から、委員会の所管事務及び目下委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の調査の申し出が提出されています。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中に調査することに異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野博文君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会、産業建設まちづくり常任委員会、基地対策特別委員会、議会改革特別委員会、議会広報特別委員会の委員長から申し出のとおり、閉会中においても所掌事務について調査を行うことに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

町長より、発言の申し出がありましたので、これを許します。

宿利町長。

○町長（宿利政和君） それでは、平成30年の第1回玖珠町議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと思っております。

初めに、諸般の報告をさせていただきます。

3月4日日曜日でございますが、くすまちメルサンホールにおきまして、玖珠町民の日の式典と男女共同参画フォーラム in くすを共同開催いたしました。議員の皆様におかれましても、大変お忙しい中、御臨席を賜りまして、感謝を申し上げますところでございます。

また、当日は、まちづくり功労者表彰と記念講演を実施いたしましたが、記念講演におきまして、

ダウン症という障害を持っておられる金澤翔子様による書道パフォーマンスとお母様の金澤泰子様による「ちがいはかけがえのない個性～天使がこの世に降り立てば～」と題した講演をいただきまして、多くの方々に感動を与えていただき、障害とは何か、違いとは何かについて、改めて気づかせていただいた御講演でございました。会場に会場にいらした約600名の方々の中には、感動で涙を流され、講演に聞き入られるお姿も見受けられたところでございます。

次に、毎年恒例となっておりますコミュニティ運営協議会、また自主組織運営協議会の主催によります自治会館まつりについて御報告をさせていただきます。

2月24日土曜日でございますが、北山田自治会館まつり、そして3月11日日曜日、玖珠自治会館まつり、八幡自治会館文化祭が開催され、ステージ発表や作品展示、バザー、即売会など多彩な催しがありまして、多くの来場者でにぎわったところでございます。また、明後日18日日曜日には森自治会館まつりが開催され、こちらもステージ発表や作品展示、バザー、お楽しみ抽せん会、餅まきなどの催しが計画されておりますので、ぜひ御来場を賜りたいと考えているところでございます。

さらに、同日18日でございますが、メルサンホールにおきまして、キッズミュージカル「油屋熊八」が上演されます。このミュージカルでは、玖珠町戸畑出身でございます、日本初のバスガイドとして活躍をされました村上アヤメさんに関するシーンを初め、油屋熊八と親交のありました久留島武彦先生がスペシャルバージョンとして登場するとの情報をいただいております。また、地元キッズのダンスチームも特別出演し、大変充実した内容になっているという説明も受けているところでございます。多くの皆様に御鑑賞を賜ればと思っている次第でございます。

以上で諸般の報告を終わります。

さて、今定例会は、3月1日から本日までの16日間の会期でありましたが、議員の皆様には、年度末の公私とも大変お忙しい中にもかかわらず、提案させていただきました平成30年度一般会計当初予算案など多くの議案につきまして、慎重かつ熱心に御審議をいただき、全ての案件に対しまして御承認を賜りました。大変ありがとうございました。

今回の議会では、本会議を初め常任委員会や予算特別委員会、議会全員協議会などにおきます審議や審査、協議の過程におきまして、本町が直面をするさまざまな課題につきまして、熱心な議論と多くの意見を賜ったところでございます。拝聴いたしました貴重な御意見、御提言につきましては、真摯に受けとめ、今後のまちづくり、町政執行に当たって生かしてまいりたいと考えております。

今回招集させていただきました玖珠町議会定例会につきましては、私にとりましては初めての経験でありましたが、町長に就任をさせていただき45日間ではありますが、玖珠町のあすの姿を思い浮かべながら、精いっぱい住民サービスの向上に努めてまいりたいと考えているところでございます。まだまだ説明不足な点や未熟な点は多々あったかと感じておるところでございますが、今後のまちづくりにつきまして、住民の皆さんと気軽に話し合える環境をつくり、熱い議論が交わせるように心がけ、議員の皆様を初めとする多くの町民の皆様と対話をしながら、町政の課題解決に向け、精いっぱい取り組みをさせていただく覚悟でございます。どうか議員の皆さんにおかれましても、これからも御指

導・御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。

季節は日一日と暖かさを増し、春本番に近づいておりますが、桜の開花など春の訪れが待ち遠しい状況ではございますが、こういう天候のかわりばえがある季節の変わり目でございます。議員各位におかれましては、体調管理に御留意をされ、今後とも町政発展のため御尽力・御協力を賜りますよう改めてお願いを申し上げます。

平成30年第1回玖珠町議会定例会の閉会に当たりまして、挨拶とさせていただきます。まことにありがとうございました。今後ともどうぞよろしく願い申し上げます。

○議長（河野博文君） 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

平成30年第1回定例会は、去る3月1日開会以来本日まで16日間にわたり、議員各位はもとより、執行部におきましても終始極めて真剣な御審議をいただき、いずれも重要な案件を適切、妥当な結論を得ましたことを感謝申し上げます。加えて、議会運営に御協力いただきまして感謝申し上げます。

宿利町長にとって就任後の初めての議会ということで、日ごろにない緊張感があったと思いますが、今議会での所信表明で述べられました思いをこれからの町政発展のために御尽力をいただきますようお願い申し上げます。

ことは、平成23年3月11日に発生した東日本大震災、死者・行方不明者を合わせると2万人を超える大震災から7年目を迎え、復興・復旧が多くの方々の努力で進んでいる様子がマスコミ等の報道で流されていますが、まだまだ多くの課題が山積みになっていると思われまます。さらには、福島原発事故の関係で、いまだに帰宅困難地域や避難指示区域の解除があってもふるさとに帰れない状況が続いており、日夜、復興・復旧に取り組まれておりますが、まだまだ思うように進んでいない状況です。一日も早い日常生活を取り戻されますようお祈り申し上げます。

九州では、昨年の北部九州豪雨を初め、台風の被害など、地球温暖化の影響もあると言われてますが、「災害は忘れたころにやってくる」とよく言われますので、町民の安心・安全を守る上での防災を考えていかなければならないと強く感じたところであります。

この3月31日をもちまして、定年を迎えられます職員の方々を初め、今期で退職されます職員の皆様には、長きにわたり町政発展に御尽力をいただき、議会を代表いたしましてお礼を申し上げます。長い間、お疲れさまでした。今後の人生は、健康に御留意されまして、培われました経験を生かし、まちづくりに格段の御協力をお願い申し上げます。

春の気配を感じられるようになり、念願でありました県営玖珠工業団地への進出表明があり、それに伴う従業員の募集を行っているところであります。多くの方々から募集があり、一日も早い創業を祈念しております。

5月には、第69回の日本童話祭が開催されます。ことしも多くの方々に来町され、日本童話祭が盛大に開催されますよう御祈念し、また議員各位、執行部各位の御健康を祈念いたしまして、これをもちまして、平成30年第1回玖珠町議会定例会を閉会いたします。御協力ありがとうございました。

午前11時32分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成30年3月16日

玖珠町議会議長 河野博文

署名議員 中川英則

署名議員 石井龍文